

## 公正採用選考人権啓発推進員制度の御案内

### ★制度の目的

日本国憲法に明記されている「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、本制度では、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進することを目的としております。

### ★制度の内容

厚生労働省では、昭和52（1977年）年度から、各事業所に「企業内同和問題研修推進員」を設置し、同和問題の正しい理解・認識の徹底、公正な採用選考システム確立などを推進してきました。

この企業内同和問題研修推進員は、現在「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を替えて、採用選考に関わる同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に取り組むこととなっています。

すでに、多数の事業所において「推進員」が設置されており、主体的な取り組みが進められていますが、まだ設置されていない事業所にあっては、早急に設置いただく必要があります。

推進員の設置は、別紙の「公正採用選考人権啓発推進員選任（変更）報告書」を貴社の管轄公共職業安定所長にご提出いただきますようお願いいたします。

また、すでに設置いただいている事業所におきましては、本制度の趣旨を十分に御理解いただき、公共職業安定所等が実施する研修会等に「推進員」が必ず御出席いただきますよう御配慮をお願いいたします。

### ★推進員設置要綱（抜粋）

#### ◎ 設置対象事業所

- （1）常時雇用する従業員の数が25人以上である事業所
- （2）常時雇用する従業員の数が25人未満の事業所にあっては、次のいずれかに該当する事業所について対象とすること。
  - ① 労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可・届出を行っている事業所
  - ② 採用選考の方法、基準等について、特に改善が必要と認められる事業所
  - ③ その他、公共職業安定所長が、推進員を設置することが適当であると認められる事業所

#### ◎ 推進員の職務

推進員は、県民すべての就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、事業所での中心的な役割を果たすものとする。

- （1）適正な採用選考システム、その他雇用管理等の確立を図ること。
- （2）同和問題をはじめ、あらゆる人権問題についての正しい理解と認識の徹底を図ること。
- （3）行政機関との連絡に関すること。

#### ◎ 推進員の選任基準

推進員は、雇用主が従業員の中から選任するものとし、原則として、人事担当責任者等、採用・選考、その他雇用管理に関する事項について相当程度の権限を有する者とする。

## 公正採用選考人権啓発推進員選任(変更) 報告書

| 氏 名 | 役 職 |
|-----|-----|
|     |     |

公正採用選考人権啓発推進員を上記のとおり選任(変更)しましたので報告します。

年 月 日

|                |  |
|----------------|--|
| 事業所所在地         |  |
| 事業所名           |  |
| 事業主氏名          |  |
| 電話番号           |  |
| 常時使用する<br>従業員数 |  |

( ) 公共職業安定所長 殿

※本報告書の推進員氏名、事業所における役職等につきましては、奈良労働局及び奈良県との共同開催による公正採用選考に係る研修会を円滑に実施するために必要な場合に限り使用いたします。